

人工妊娠中絶時における看護婦の麻酔介助行為 についての交渉経緯

一昨年来手術時ことに人工妊娠中絶手術の際における看護婦の麻酔行為が適法なりや否やについて各方面から種々な意見が出された。ことに厚生省の関連課からは「人工妊娠中絶の際は術者である医師は、通常適切な指示を行ない得る状態にはないと考えられるので、このような場合には、他に当該看護婦に対し必要な指示を行ない得る医師がない限り、違法になる」との意見が発表された。もしこのようなことが是認されるならば、産婦人科診療に影響するところ甚大であることに鑑み、本学会においては、本問題の解決に努力し、次のような結果に到達した。この経過報告に先立ち、本問題の発端から述べることにする。

1. 昭和40年6月1日、日本麻酔学会長は次のような質問書を厚生省医務局長宛に提出した。

質問書

麻酔行為は患者に麻薬及び劇毒薬を施用する医行為であり、又その実施中は、常時高度の医学的知識、および技術と細心の注意をもつて患者の状態を監視し、その変化に応じて適当なる措置を講ずる必要のある医行為であると考え、左記のものはそれぞれ法違反であり、麻酔の施行にあたつては不適当であると思われるが御回答願いたい。

記

(1) 医師、看護婦又は准看護婦でないものが医師の指示のもとに業として麻酔行為の全課程に従事すること。

(2) 看護婦が業として麻酔行為を行なうこと。

(3) 吸入法による麻酔の下に患者を手術する場合、手術実施中の医師が麻酔について指示することは実態上不可能と考えられるが、手術実施中の医師の指示の下にと称して医師でないものが当該麻酔行為を行なうこと。

2. 上記の日本麻酔学会長よりの質問に対し、厚生省医務局医事課長は次のように回答した。(昭和40年7月1日、医事発第48号)

回答

(1) 麻酔行為は医行為であるので、医師、歯科医師、看護婦、准看護婦または歯科衛生師でない者が医師

又は歯科医師の指示の下に業として麻酔行為の全課程に従事することは医師法、歯科医師法、保健婦、助産婦、看護婦法又は歯科衛生師法に違反するものと解せられる。その場合いずれの法規に違反するが当該医師又は歯科医師の指示の態様によるものと解せられる。

(2) 看護婦が診療の補助の範囲を超えて、業として麻酔行為を行なうことは医師法違反となるものと解せられる。

(3) 御説問の場合において実態上医師の指示がないか又は医師が指示することが通常不可能と考えられる状態において、医師でないものが麻酔行為を行なうことは医師法又は保健婦、看護婦、助産婦法に違反するものと解せられる。

3. 看護婦の麻酔介助行為についての疑義

以上の厚生省回答に対し、昭和40年11月6日発行の日本医事新報第2167号の質疑応答欄に一読者より次のような質問がよせられた。

問：本誌2160号に報ぜられた「無資格者の麻酔行為は違法である」旨の厚生省医事課長回答に関して看護婦が手術する医師の下で次の各項の行為を行なう場合は麻酔行為の全課程に該当して違反となるか。

(1) 人工妊娠中絶のときまたは全身麻酔導入時にラボナールの静注をすること。

(2) 右の場合に酸素マスクを用いて人工呼吸をすること。

(3) 気管内麻酔の場合医師が麻酔導入気管内操作を行ない麻酔が安定した後看護婦に指示して麻酔器のパックをもつて人工呼吸を行なわせ手術終了後医師が抜管覚せいせしめること(福島 ○生)

4. 厚生省回答

上記の質問に対し、厚生省医務局医事課佐伯徹氏は次のように回答している。

(日本医事新報、昭和40年11月6日第2167号)

答：お尋ねの行為を看護婦に行なわせることは、いづれもそれが医師の指示の下に行なわれる限りにおいて適法である。

但し(1)のラボナール静注については昭和26年9月15

昭和42年 7月 1日

報 告

689-61

日医収第 517号の厚生省医務局長の通知において、静脈注射は医師又は歯科医師が自ら行なうべきもので法第5条に規定する看護婦の業務の範囲を超えるものである旨述べられているものからして、これを看護婦に行なわせることは問題がないわけではない。しかし個人的な見解を述べるならば現在ではその後における最高裁等の判決において保健婦、助産婦、看護婦法は医師の指示によって行なう看護婦の静脈注射を禁止しているものとは解せられないと判示されているところからみて医師の適切な指示の下に行なわれる限りラボナールの静脈注射を看護婦が行なうことを違法と断定することは行き過ぎであろう。(厚生省医事課 佐伯 徹)

5. 再び看護婦の麻酔介助行為について

以上の厚生省医事課佐伯徹氏の回答に対し昭和40年12月18日発行日本医事新報第2173号の質疑応答欄に一読者より次のような質問が寄せられた。

質問：本誌2167号(11月6日発行)に掲載された回答に人工妊娠中絶の時のラボナールの静注及び気管内挿管後麻酔器のバッグをもつてする人工呼吸は、医師の指示のもとで行なう限り看護婦がこれらを行なうことも適法であると述べられているが、このような場合手術する医師は患者の状態に即応して適切な指示を与えることは通常は不可能と考えられるので、看護婦が業としてこれらを行なうことは本誌2160号(9月18日発行)＝ニュース欄掲載の厚生省医事課長回答の第2項第3項に矛盾すると思われるが如何。(東京 Y生)

6. 厚生省回答

上記の質問に対し、厚生省医務局医事課は、次のように回答した。

(昭和40年12月18日、日本医事新報第2173号)

回答：さきに本欄で「医師の指示のもとに行なわれる限りにおいて適法である」と答えた意味は医師が適切な指示を行ない得る状態にあつて指示をした場合適法であるということである。御質問のラボナール静注のもとで人工妊娠中絶が行なわれる場合の術者である医師、または気管内麻酔における手術中の医師は厚生省医事課長回答(40. 7. 1付医事発第48号)にもある通り通常は適切な指示を行ない得る状態にはないと考えられるので、このような場合には他に当該看護婦に対し必要な指示を行ない得る医師がない限り違法になるものと解せられる。

(厚生省医務局医事課)

7. 厚生省回答の問題点

上述厚生省医務局医事課の回答は、次のような種々な問題を含んでいる。

(1) 回答の意義

上述厚生省回答は、日本医事新報の質疑応答欄における一読者からの質問に対し、同誌上においてなされたものである。かかる質疑応答欄などに掲載された厚生省見解に公的意義があるか否か、もし何らの価値もないとすれば、問題とするには当らぬわけである。その点について、厚生省に質したところ、雑誌の質疑応答欄に掲載されたものは公文書ではないから公的意味はない。しかし、厚生省医務局医事課名で回答しているので、例えば麻酔に関する訴訟事件でも発生した場合は参考意見としてかなりの価値をもつであろうということであつた。

(2) 人工妊娠中絶手術を行なう医師が術中適切な指示を行ない得る状態にあるか否かは、産婦人科学会において考究すべき問題である。この点について、厚生省は本学会の意見を徴することなく、見解を表明したことは妥当ではない。

(3) 厚生省医務局医事課の回答のように、中絶手術の際に術者の他に麻酔介助者たる看護婦に対して必要な指示を行ない得る他の医師が必要であるとするならば、1人の医師のみで手術することは違法ということになり、多くの産婦人科医は日々違法を犯しつつあるということになる。

このことは単に中絶手術のみならず、腰髄麻酔のものに行なわれる手術、あるいは外科手術に際しても同様な見解が適用されるとするならば、1人の医師のみで診療することは不可能ということになる。これは単に産婦人科のみならず、医療全体にわたって重大な問題をはらんでいる。

8. 日産婦学会の態度

上述のように本問題は産婦人科医にとり、重大な問題を提起しているので、当時の石塚会長は、昭和41年5月26日付文書を以つて日産婦学会社会保険委員会に検討方を依頼した。

社保委員会においては、種々検討し、厚生省当局とも協議した結果日産婦学会より、直接厚生省に質問書を提出するほうがよいということになつた。

9. 厚生省に対する質問書

昭和42年2月8日開催の日産婦学会理事会において、厚生省に対する次のような質問書を作り、これを2月8日付、石塚直隆学会長名を以つて、厚生省医務局医事課

三浦英夫氏宛に提出した。

質問書

一般に手術の際術者たる医師が適切な指示をすることが不可能と考えられる状態において医師以外の看護婦等が麻酔行為を行なうことは医師法又は保健婦、助産婦、看護婦法に違反するとなつている。

人工妊娠中絶時の麻酔に際しては、患者が心疾患の如き重篤な合併症などを有する場合には麻酔医又は他の医師が麻酔を行なつている。しからざる場合においても人工妊娠中絶手術時の静脈麻酔などの際には通常術者たる医師が自ら静脈麻酔を実施し、患者の状態を観察した後手術を開始している。この手術中においても、左記の理由によつて手術介助者たる看護婦に術者は適切な指示を行ない得る状態にあると考えられるが、その点についての御回答を賜りたい。

1) 人工妊娠中絶手術を行なう医師は、すべて優生保護法指定医であり、したがつて人工妊娠中絶の手技およびその麻酔方法などについてはすでに十分な指導を受け、また経験を有している。

2) たとえ中絶手術中に緊急処置を要する如き事態が発生したとしても、開腹手術の場合などとは異なり、術者は直ちに手術を中止して適切な救急処置を行なうことができる状態にある。

10. 日本麻酔学会との懇談

手術時における麻酔、及び今回問題になつた看護婦の麻酔介助行為に対する問題などは麻酔学会とも関連あるので、本学会においては麻酔学会と懇談し、十分な諒解を得ることを必要とし、石塚会長は昭和42年3月22日、東大構内好仁会において日本麻酔学会と日産婦学会との懇談会を開催した。

当日の出席者

日本麻酔学会：竹島会長（名大）、山村教授（東大）、佐藤教授（順天堂大）、米沢教授（千葉大）、山下博士（国立東一）

日産婦学会：森山名誉会員、小林理事、藤井吉助理事、藤井久四郎理事、三宅博士、長内博士、木下二亮博士

当日は手術時の麻酔、とくに看護婦の麻酔介助行為などについて、なごやかなうちにも種々腹藏ない意見の交換を行ない、日産婦学会よりの厚生省に対する質問書の意味についても十分な諒解を得た。

なお厚生省が今後、たとえ雑誌の質疑応答欄にもせよ

外部に意見を発表する際には関連各方面の意見を十分参酌し慎重に発言せられるよう両学会名を以つて要望書を提出することに意見の一致をみた。

11. 厚生省よりの回答

昭和42年2月8日付石塚会長名を以つて厚生省医務局医事課、三浦英夫氏宛に提出した質問書に対し、昭和42年5月23日付を以つて次のような回答が寄せられた。

医事第 670号

昭和42年5月23日

日本産科婦人科学会会長殿

厚生省医務局医事課長

看護婦の麻酔介助行為等について（回答）

昭和42年2月28日付で照会のあつた標記の件について、次のとおり回答します。

記

術者たる医師が、看護婦に適切な指示を行ない得るか否かは、医学的通念に基づきその術者たる医師の判断により定められるものであり、昭和40年7月1日医事第48号の回答につくされている。

なお、医師が自から麻酔を行なうご質問のごとき場合であれば、貴見の通りと解される。

12. 厚生省に対する日本麻酔学会と日産婦学会よりの要望書

昭和42年5月16日開催の本学会理事会にはかり、小林会長と日本麻酔学会古川哲二会長の名をもつて、厚生省医務局医事課長宛、次のような要望書を提出した。これは今回の看護婦の麻酔介助問題について、種々疑義が生じたのは、厚生省関係者が事前に関連団体の意見を徴せず外部に発表したため、今後は十分に慎重を期せられたい旨のものである。

要望書

最近医療行為の内容とそれを行なう資格等に関する種々な疑義が、医学雑誌その他に質疑応答の形式で紹介されることがあるが、これに対して厚生省関係課より不用意に解答が発せられると、それがあたかも法律的に有意義なる如く取扱われ、また医療行為そのものの制限や、その解釈が歪曲されるおそれがあるので、今後そのような質疑に対して厚生省関係課より解答される際には、その内容が医師の行なう医療内容に関する場合には、一応関係各学会あるいは諸団体などに照会され、その諒解のもとに解答されるよう要望いたします。